

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

これまで、運転免許証及び運転経歴証明書（以下「免許証等」という。）の再交付申請は、亡失、滅失、汚損及び破損による理由に限られ、再交付申請書には、定められた申請書類のほか、申請者本人であることを確認するための申請用写真の添付が必須であった。

この度、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）が施行されたことに伴い、令和元年12月1日からは免許証等の再交付の申請理由が緩和され、

- 氏名、住所等の記載事項変更
- 条件変更（運転免許証に限る。）
- 写真の変更
- その他公安委員会が相当と認めるとき

の場合においても再交付申請ができることとなり、「都道府県公安委員会規則で定める場合」は、再交付申請書に添付する申請用写真を省略することが可能となった。

したがって、千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）の一部を改正し、申請用写真の添付を省略できる規定を定めたものである。

2 改正内容

免許証等の再交付申請を千葉運転免許センター又は流山運転免許センターにおいて行う場合は、当該免許証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき（運転免許証にあっては、電磁的記録を毀損したときを含む。）を除き、申請書に申請用写真の添付を要しないこととした。

3 施行日

令和2年4月1日

4 その他

規則第18条の2に1項を加える改正規定及び規則第19条の2第2項の次に1項を加える改正規定以外の改正規定は、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第3条第3項第3号及び第4条第2項第1号の規定により、意見公募手続の適用除外である。